

A horizontal blue line extends from the left edge of the page towards the center. At its right end, there is a small square with a blue border. The line then turns downwards and then rightwards, ending at another small square with a blue border. The text '參考資料' is positioned to the right of the first square and above the second square.

參考資料

1 大田区基本構想審議会諮問

平成 19 年 9 月 25 日

大田区基本構想審議会会長 様

大田区長
松原 忠義

大田区基本構想審議会条例第 2 条の規定に基づき、次の事項について、下記理由のとおり貴会に諮問します。

- 1 大田区基本構想の方向性について
大田区基本構想のあるべき姿・その方向性について審議を求めます。
- 2 大田区基本計画策定にかかる基本的考え方について
大田区基本計画に盛り込むべき項目及び計画の枠組みについて審議を求めます。

〔理 由〕

現在の大田区基本構想は、昭和 57 年に策定され、既に 25 年が経過しました。この間、急速な少子化や高齢社会の進行のほか、羽田空港の国際化の動き等、大田区を取り巻く社会状況は多岐にわたって大きく変化しています。

また、現在の大田区長期基本計画は、平成 13 年に策定されてから 6 年が経過し、この間、地方分権改革の進展や都区のあり方に関する検討が活発に行われているなかで、基礎的自治体としての新たな行政課題に対する取り組みの方向性を示す必要があります。

このような社会状況に鑑み、大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにするため、区政運営の基本となる新たな基本構想及び基本計画について調査・審議をいただき、その方向性や基本的考え方をお示しいただくものです。

2 大田区基本構想審議会答申

答申にあたって

大田区政を取り巻く社会状況は、大きな変革期にあります。

区政の根幹に関わる地方分権の動きにおいては、平成12年の地方分権一括法の施行のほか、「三位一体」改革や地方分権改革推進法の成立、23区の再編も含めた都区のあり方の検討など、大田区はこれまで以上に自主的・自律的な区政運営が求められるとともに、区民や地域、事業者、団体などとの連携を基本とするまちづくりの重要性がますます高まっております。

このようななか、大田区の新たな基本構想及び基本計画の策定に向けて、当審議会は平成19年9月に松原忠義大田区長から「大田区基本構想の方向性」及び「基本計画策定にかかる基本的考え方」について諮問を受けました。

5回に及ぶ全体会のほか、3つの専門部会において延べ21回に及ぶ審議に加え、「区民と基本構想審議会委員との意見交換会」による区民の皆様からのご意見などを踏まえ、ここに審議会としての方向性、基本的考え方をまとめましたので、答申いたします。

本答申の第1章「大田区基本構想の方向性について」では、区の置かれた現状を分析するとともに、基本構想全体を貫く考え方として、大田区を構成する最も基本的な要素である「区民一人ひとり」「都市」「地域や区民相互の関係」の3つの視点から基本理念をまとめました。将来像は、20年後の大田区のあるべき姿を描いたものであり、その実現のために基本目標・個別目標を掲げ、区民・地域・事業者などと区が共通理解のもとに連携し、大田区のまちづくりが進められることをめざし設定しました。

第2章「大田区基本計画の策定にかかる基本的考え方について」では、基本構想を実現するための方策として基本計画を策定するにあたり、取り組むべき施策について、審議会としての意見を述べています。

この間、当審議회를傍聴してくださいました区民の皆様、意見交換会などで様々のご意見をお寄せくださいました地域の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、答申に描かれた区の将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」が着実に実現されるよう心から期待いたします。

平成20年3月24日

大田区基本構想審議会

会長



3 大田区基本構想審議会委員名簿 (委員は五十音順、敬称略)

[会長]

青山 侑 (学識経験者)

[会長代理]

中井 検裕 (学識経験者)

[委員]

伊藤 正次 (学識経験者)

富田 俊一 (区議会議員)

奥田 和子 (区民公募)

中島 寿美 (公共的団体)

菊地 武子 (学識経験者)

奈須 利江 (区議会議員)

熊倉 まえ子 (区民公募)

舟久保 利明 (公共的団体)

幸田 昭一 (学識経験者)

星野 敏 (区民公募)

菅谷 郁恵 (区議会議員)

宮澤 勇 (区民公募)

田中 一吉 (区議会議員)

村松 兼介 (公共的団体)

田中 常雅 (公共的団体)

柳ヶ瀬 裕文 (区議会議員)

千原 ひろ子 (区民公募)

大日向 雅美 (学識経験者)

※) 平成 19 年 11 月 16 日をもって審議会委員辞任

[顧問]

永井 敬臣 (区議会議長)

飯田 茂 (区議会副議長)

4 大田区基本構想審議会などの審議経過

基本構想審議会全体会 (全 5 回) …… 平成 19 年 9 月 25 日(火)～平成 20 年 3 月 11 日(火)

区内施設見学会 (全 2 回) …… 平成 19 年 9 月 30 日(日)、10 月 11 日(木)

区民と大田区基本構想審議会委員との意見交換会 (全 4 回)
 …… 平成 19 年 12 月 14 日(金)～平成 20 年 1 月 12 日(土)

第 1 専門部会 (全 7 回) …… 平成 19 年 10 月 11 日(木)～平成 20 年 1 月 30 日(水)

第 2 専門部会 (全 7 回) …… 平成 19 年 10 月 16 日(火)～平成 20 年 2 月 8 日(金)

第 3 専門部会 (全 7 回) …… 平成 19 年 10 月 19 日(金)～平成 20 年 2 月 8 日(金)

基本構想審議会答申 …… 平成 20 年 3 月 24 日(月)

区民アンケート調査 …… 平成 19 年 9 月 18 日(火)～平成 19 年 10 月 15 日(月)

区民意見募集 …… 平成 20 年 1 月 6 日(日)～平成 20 年 1 月 31 日(木)

5 大田区基本構想審議会条例

大田区基本構想審議会条例

平成 19 年 6 月 29 日

大田区条例第 44 号

(設置)

第 1 条 大田区の基本構想及び基本計画を策定するため、区長の附属機関として大田区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、大田区の基本構想及び基本計画の策定について必要な事項を調査審議し、答申する。

(構成)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 20 人以内の委員をもって構成する。

- (1) 区民
- (2) 区の区域内の公共的団体の構成員
- (3) 学識経験者
- (4) 区議会議員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会が第 2 条の規定により答申をした日までとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、第 2 条の規定による答申の日限り、その効力を失う。

大田区基本構想

平成 20 年 10 月

発行／大田区 経営管理部

東京都大田区蒲田 5 丁目 13 番 14 号

電話：03-5744-1124 (直通) FAX：03-5744-1502
